

## 4—8 信州創生推進資金（企業立地向け）

### (1) 貸付対象者

- ア 工業団地に工場等の新設又は移転等を行おうとする者
- イ ICT 産業立地助成金の事業認定を受け、事業用施設の新設又は移転等を行おうとする者
- ウ 工業団地内の工場等に新たに設備導入を行おうとする者で設備の取得に要する費用が1千万円以上の者
- エ 県外にある本社機能の県内への移転を行おうとする者

注1)「工業団地」とは、次の(ア)～(エ)いずれかをいう。

- (ア) 地方公共団体又は地方公共団体が50%以上出資している法人（以下「地方公共団体等」という。）が取得又は造成した工業団地
- (イ) 農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（昭和46年法律第112号）第5条に規定する産業を導入すべき地区
- (ウ) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条に規定する準工業地域、工業地域又は工業専用地域
- (エ) その他知事が適当と認めた地域

注2)「工場等」とは、工業団地に立地する研究開発、製造又は流通等に係る施設をいう。

注3)「本社機能」とは、地域再生法施行規則（平成17年内閣府令第53号）第8条に規定する特定業務施設をいう。

### (2) 貸付条件

貸付限度額	前記(1)貸付対象者 ア、イの場合
	設備資金 2億8,000万円 運転資金 5,000万円 ※1
貸付利率	前記(1)貸付対象者 ウ、エの場合
	設備資金 1億5,000万円 運転資金 3,000万円
貸付期間 ※2	前記(1)貸付対象者 ア、イの場合
	設備資金 15年以内（うち据置3年以内） 運転資金 7年以内（うち据置1年以内）※1
	前記(1)貸付対象者 ウ、エの場合
	設備資金 10年以内（うち据置2年以内）※3 運転資金 7年以内（うち据置1年以内）
担保	必要に応じて徴する
保証人	必要となる場合がある。ただし、原則として法人代表者以外不要
返済方法	元金均等による月賦返済

※1 貸付対象者アについては、運転資金の利用不可

※2 貸付期間は1年超とすること

※3 貸付対象者エのうち土地・建物等の利用は15年以内（うち据置2年以内）

### (3) 申込書類

<b>ア 共通提出書類</b>
① 融資あっせん申込書（様式第1号） ② 事業計画書（様式第25号～第25号の3のうち該当するもの） ※ 前記(1)貸付対象者 ア及びウの両方に該当し、同時に申込む場合は様式第25号のみの提出でよい（様式第25号の2は不要） ※ 前記(1)貸付対象者 イに該当する者にあつては、②は不要 ③ 貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの（決算後6か月以上が経過している場合は、直近の試算表又は売上の推移が確認できる書類も必要） ④ 長野県県税のすべて及び市町村の定める税目に係る納税証明書（未納のないことを示す証明書） ⑤ 許可証等の写し（許可等を有する業種に限る。許可証等は、許可等の種類ごとに、代表的な事業所分をつけること。特定の店舗に係る資金用途の場合は、当該店舗分の写しも必要となる） ⑥ 金融機関、保証協会等、市町村又は県が必要とする書類
<b>イ 前記(1)貸付対象者イの場合</b>
⑦ ICT 産業立地助成金事業認定通知書の写し
<b>ウ 設備資金の場合</b>
⑧ 設計設備計画図及び見積書並びにカタログ等（写し可） ⑨ 建築確認済証の写し（建築確認が必要な工事を行う場合に限る） ⑩ 不動産売買契約書案等（不動産を対象とする場合に限る） ⑪ 事業所以外の場所に設置する設備にあつては、設置場所の略図
<b>エ 提出部数</b>
4部（なお、③、④は市町村及び県あて2部。⑥は各機関の定めるところによる）

※ 保証協会等に対して、この他に提出が必要な書類は別表のとおり

### (4) 融資手続き

「融資手続き（あっせん経路）一覧」の（2）に該当。

### (5) その他のポイント

#### ア 貸付対象者

県外において1年以上継続して同一事業を営んでおり、その経営の実態が良好であり、かつ、当該事業の進展が商工施策の上からも期待されるものについては、県内における営業期間が1年未満の者であっても貸付けの対象とすることができる。

また、県外において1年以上継続して同一事業を営んでいるものが、その事業の一部を分社化し、新たに設立した会社については、新たに設立された会社の営業期間が1年未満の者であっても貸付けの対象とすることができる。

#### イ 資金用途

(ア) 前記(1)貸付対象者 ア（工場新設・移転）及びイ（ICT 産業立地助成金利用者）に該当する者にあつては、土地の取得及び造成に要する費用並びに建物の建設及び取得に要する費用（工場等に付帯する機械器具、什器備品等の設備資金、（イにあつては設備を導入する際に必要となる工事費等の運転資金）を含む。）であること。

なお、設備資金を伴わない運転資金単独の利用はできないものであること。

(イ) 前記(1)貸付対象者 ウ（設備導入）に該当する者にあつては、当該施設における機械器具、什器備品等の設備資金及び設備を導入する際に必要となる工事費等の運転資金に限るものであること。

なお、設備資金を伴わない運転資金単独の利用はできないものであること。

(ウ) 前記(1)貸付対象者 エ（本社機能移転）に該当する者にあつては、当該本社機能における土地の取得及び造成に要する費用並びに建物の建設及び取得に要する費用（当該本社機能に付帯する機械器具、什器備品等の設備資金及び設備を導入する際に必要となる工事費等の運転資金を含む。）であること。

なお、設備資金を伴わない運転資金単独の利用はできないものであること。

#### ウ その他

土地の取得又は造成に要する費用（駐車場等に利用する土地を除く）について貸付けを受ける場合は、原則1年以内に建物の工事に着工するものであること。ただし、地方公共団体等との立地に係る契約に特別の定めがある場合は、当該特約の期間内に建物の着工又は操業するものであること。